

ふるさとと寄附金のご案内

秋田県と県内の市町村を応援して下さる方々のご支援をお待ちしております

ふるさとと寄附金（ふるさと納税）とは

「ふるさとと寄附金」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などから一定限度までが控除されます。なお、寄附対象となる自治体には制限がなく、生まれ育ったふるさとでなくてもご寄附いただけます。

皆様からのご支援をお待ちしております。

お寄せいただいた寄附金については、お申込みの時点でご指定いただく次の1～6のご希望に添って活用させていただきます。



あきたびじん



秋田県マスコット スギッチ

1 明日の秋田を担う 人材を育てたい

例) 学力・体力日本一レベルの
秋田っ子を育成

例) 少子化・人口減少対策の
推進

こんな元気づくりをご支援ください

2 ふるさとの宝を 次世代に継承したい

例) 自然環境と景観の
保全活動の推進

3 おじいちゃん、おばあちゃんも 安心して暮らしてほしい

例) 高齢者を地域で支える
体制づくり

4 活力ある秋田づくり を応援したい

例) 科学技術による活力ある
地域づくり

5 使い道は おまかせします

6 1～5以外へ

ウェルカムサービス 共通パスポート

発行日 平成26年 月 日
有効期限 平成28年 月 日



秋田県知事

見本

ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

寄附金は、皆様のご希望に添って、県が実施する事業の経費に寄附金を活用させていただき、活用の内容についてお知らせいたします。寄附いただいた方には、県内市町村と共同実施している「ウェルカムサービス共通パスポート」をお送りします。提携の公共施設等へ提示していただくことにより、入場料割引などの各種サービスが受けられます。

所得税・住民税の控除が受けられます

県または市町村への寄附金のうち、**2,000円**を超える部分について、一定の限度*まで、所得税と住民税の税額から控除が受けられます。
 (*控除の限度額は、個人住民税所得割額の概ね1割が目安となります。)
 これらの控除は、確定申告をすることにより税額から控除される(軽減される)こととなります。

税の軽減額の計算方式について

- ①所得税軽減額 (年間寄附額-2,000円) × 所得税率
- ②復興特別所得税軽減額 所得税軽減額 × 2.1% (復興特別所得税率)
- ③個人住民税軽減額 基本控除 (年間寄附額-2,000円) × 10%
 特別控除 (年間寄附額-2,000円) × (90%-所得税率 × 1.021)

所得税・住民税控除(軽減)の例

夫婦、子どもなし、年収約700万円、個人住民税所得割額35万円の方が、5万円のふるさと寄附金をされる場合。

A. 寄附額 (ふるさと寄附金)	50,000円
B. 税控除 (軽減) 額	▲48,000円
うち所得税分	▲9,600円
うち復興特別所得税分	▲200円
うち個人住民税分	▲38,200円
C. 負担額 (A-B)	2,000円

(この場合の所得税率は20%、端数未調整)

※所得額、家族構成、寄附額、その他の控除額等によって、税の軽減額や自己負担額は変動します。

県への資料・申込書のご請求やお問い合わせなどは、こちらまでお願いします

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県企画振興部総合政策課「ふるさと寄附金」担当

電話：018-860-1216 ファックス：018-860-3873

e-mail : seisaku@pref.akita.lg.jp

美の国あきたネット : <http://www.pref.akita.lg.jp> (ふるさと寄附金で検索・申込用紙ダウンロード可)

●お近くの事務所または県内の各地域振興局でもお申込みを受け付けております。

東京事務所 ☎03-5212-9115

大阪事務所 ☎06-6341-7897

名古屋事務所 ☎052-252-2412

福岡事務所 ☎092-736-1129

鹿角地域振興局 ☎0186-22-0457

北秋田地域振興局 ☎0186-62-1251

山本地域振興局 ☎0185-55-8004

秋田地域振興局 ☎018-860-3313

由利地域振興局 ☎0184-22-5432

仙北地域振興局 ☎0187-63-5114

平鹿地域振興局 ☎0182-32-0594

雄勝地域振興局 ☎0183-73-8191

県へのご寄附の申込みは、電子申請が可能です(申請後、入金に必要な書類をお送りします)

① e-mail

[seisaku@pref.akita.lg.jp] に、郵便番号・住所・お名前・電話番号・寄附予定金額・寄附金の活用方法・入金方法・メッセージを記入してお送りください。

② パソコン

次のURLにアクセスしてください。
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/akita/>

③ 携帯電話等

右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



●入金方法は次の中からお選びいただけます。

- ①納付書による納付 (指定金融機関以外から納付する場合、手数料をご負担願います。)
- ②専用口座への振込 (振込手数料をご負担願います)
- ③Yahoo! 公金支払いによるクレジットカード払い (5,000円以上の寄附に限ります。VISA・MasterCard・JCB・ダイナース・AmericanExpress)

県内各市町村でも寄附をお待ちしています

ふるさと寄附金は、県内市町村でも受け付けています。秋田県に対する寄附とは別に、各市町村への寄附をご希望の場合は、次の担当にお問い合わせください。

秋田市 ☎018-866-2032	能代市 ☎0185-89-2142	横手市 ☎0182-35-2164	大館市 ☎0186-43-7027	男鹿市 ☎0185-24-9122
湯沢市 ☎0183-73-2113	鹿角市 ☎0186-30-0205	由利本荘市 ☎0184-24-6235	潟上市 ☎018-878-9802	大仙市 ☎0187-63-1111
北秋田市 ☎0186-62-6606	にかほ市 ☎0184-43-7510	仙北市 ☎0187-43-1112	小坂町 ☎0186-29-3907	上小阿仁村 ☎0186-77-2221
藤里町 ☎0185-79-2111	三種町 ☎0185-85-4817	八峰町 ☎0185-76-4603	五城目町 ☎018-852-5361	八郎潟町 ☎018-875-5801
井川町 ☎018-874-4411	大潟村 ☎0185-45-2111	美郷町 ☎0187-84-4901	羽後町 ☎0183-62-2111	東成瀬村 ☎0182-47-3401